平成２１年（フ）第８９号
北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目２番地１
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目96番地の53
公住３号棟Ｃ―205号
債務者　林　　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目１番23号佐藤三郎アパートＤ号、前住所山形県酒田市みずほ１丁目21番地の６
債務者　庄司　温子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１７４号
福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字南道割堂182番地34、前住所福島県会津若松市金川町５番50号
債務者　渡部　行雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１１８９号
埼玉県北本市本宿７丁目74番地　コーポ北本Ａ―106
債務者　鈴木ヒデ子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１５号
埼玉県新座市大和田５丁目５番３号　新開荘205号室
債務者　木野　英夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１３号
埼玉県川口市東川口１丁目20番１―702号
ライオンズガーデン東川口
債務者　宇内　由子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目21番20号　レオパレス21アムール306号
債務者　森　　豊歳
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ64番102号
債務者　櫻井　光子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
埼玉県行田市大字谷郷469番地１
債務者　田井中順子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１９７号
千葉県山武市成東2975番地41
債務者　佐々木順一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１９８号
千葉県山武郡大網白里町北今泉871番地14
債務者　崎山　大造
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１９号
千葉県山武郡横芝光町宮川2195番地14
債務者　平野　好子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２１号
千葉県銚子市松本町５丁目377番地　宮内アパート３号
債務者　石橋　美和（旧姓網中）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５３７号
川崎市多摩区長尾１丁目16番２号　第一河原荘203
債務者　尾井川孝子（旧姓加賀谷・百海）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
川崎市麻生区高石４丁目22番３―402号
債務者　宮田　　学
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
川崎市高津区新作１丁目４番７号　秋元荘202
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係